

見 積 り 心 得 書

贈賄、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により見積り合わせを公正に執行することができないと認められるときは、見積り合わせの執行を延期、若しくは取りやめることがある。

1 見積り合わせの辞退

- (1) 指名を受けた者は、見積り合わせ執行の完了に至るまでは、いつでも見積り合わせを辞退することができる。ただし、既に提出した見積書を撤回できるものではない。
- (2) 見積り合わせを辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
見積り合わせ執行前にあっては、見積り合わせ辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送して行う。郵送により行うときは、見積り合わせの前日までに到達しなければならない。
見積り合わせ執行中にあっては、見積り合わせ辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を、見積り合わせ執行者に直接提出して行う。
- (3) 見積り合わせを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 見積り合わせの無効

次のいずれかに該当する見積り合わせは無効とする。

- (1) 見積り合わせに参加する者に必要な資格のない者のした見積書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした見積書
- (3) 見積者又はその代理人が同一事項の見積り合わせに対し、2以上の意思表示をした見積書
- (4) その他不正の行為があったと認められる見積書
- (5) 保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした見積書
- (6) 見積書記載の金額、氏名、押印その他見積り合わせ要件の記載が確認できない見積書
- (7) 見積書記載の金額を加除訂正した見積書
- (8) その他見積り合わせに関する条件に違反した見積書

3 見積り合わせに際しての注意事項

- (1) 郵便による見積り合わせは、見積り合わせの通知等においてその旨指示した場合に限り認める。
- (2) 見積り合わせに参加する者は、印鑑（認印で可）を持参すること。また、代理人が見積り合わせをする場合は、見積り合わせ執行前に委任状を提出すること。
- (3) 見積書は、工事（委託）名称等を記載すること。
- (4) 見積者は、予定価格以下でもって落札とする。
なお、応札額によっては当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留する。
- (5) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (6) 見積回数は3回を限度とする。
- (7) 見積り合わせ当日は見積内訳書（数量の積算が確認できること）を必ず持参すること。
- (8) 設計書、函面及び仕様書を熟覧し、見積り合わせ期日の前日までに疑義等の確認をしておくこと。当日、仕様書等の疑義についての回答はしない。
- (9) 提出された見積書は返却しないこととする。見積参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書及び見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

4 契約の手続き

- (1) 落札者は、落札決定後10日以内(委託は7日以内)に、所定の契約書等を契約担当者に提出しなければならない。また、契約締結日と工期の着工日は、契約書類等提出日とします。工期の完了日は見積り通知書に示したとおりとする。
- (2) 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- (3) 工事請負契約の場合、見積り通知書に示す契約履行保証の措置を取らなければならない。なお、落札決定後速やかに契約書と保証証書等を提出できるよう、金融機関、保証会社及び保険会社等に、円滑に保証証書等を発行してもらえる手配をすること。
- (4) 落札者が、建設業退職金共済制度に加入している場合は、掛金収納書を提出すること。

5 その他

- (1) 見積書又は見積内訳書の提出にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積り合わせ執行前に予定価格等を探る者は、見積り合わせに際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、見積り合わせの参加を拒否する。
- (3) 指名を受けた者は、見積り合わせ執行までに不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、契約担当課へ報告しなければならない。

3 (見積り合わせに際しての注意事項)

(2) に記載されている件について、代理人が見積り合わせをする場合は、見積り合わせ執行前に委任状を提出して下さい。

(7) に記載している件について、見積り合わせ当日に貴社の見積書をチェックいたしますので、必ず見積内訳書を持参され、見積書と同時に提出されますよう、お願いいたします。

見積内訳書の様式は任意のものとするが、業者名、見積り作成者の氏名を記入し、応札額に合わせた金額で作成願います。

(見積内訳書の内容について説明を求める場合があります。)

見積内訳書の提出が無い場合、見積り合わせに参加出来ません。

見積書は封筒に入れる必要はありません。

見積書等の様式は管財契約課ホームページよりダウンロード出来ます。

5 (その他)(3) に記載している件について、不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき停止措置を行います。